



指定介護予防支援契約書(兼重要事項説明書)

(契約の目的)

第1条 本契約は、浮羽地域包括支援センター（以下「事業者」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項の規定により居宅要支援者等（要支援1・2の者、事業対象者。以下「利用者」という。）の依頼を受けて、当該利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、指定介護予防支援の提供を行うことを目的とする。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとする。また、契約期間満了の14日前までに利用者から契約満了の意思表示がなされない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

事業対象者については、事業対象者に該当しなくなった日までとする。

(業務の委託)

第3条 事業者は、法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(事業者の義務)

第4条 事業者は、介護予防計画作成に際し、あらかじめ介護予防計画が法および関係法令に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

また、事業者は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(支援内容)

第5条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成の支援
- (2) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント実現のための連絡調整等
- (3) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントのモニタリング及び評価
- (4) 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント変更の支援
- (5) その他要支援認定および事業対象者(変更)申請の支援

(指定介護予防支援に要した費用の支払い)

第6条 利用者が事業者に支払うべき当該指定介護予防支援に要した費用は、次のとおりとする。

(1) 利用料金

指定介護予防支援に関する利用料金は、事業者が法等の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担は生じない。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は、利用料金として別紙に定める金額を事業者に支払うものとする。この場合、事業所は、指定介護予防支援提供証明書及び領収書を利用者へ交付しなければならない。

また、利用者は当該提供証明書及び領収書を、福岡県介護保険広域連合の窓口に提示し、所定の手続きを経た場合は、全額の払い戻しを受けることができる。

(2) 交通費

利用者の居住地が、事業所の「通常の事業の実施地域」以外の地域である場合、事業者は利用者に対して交通費の実費を請求できる。

(3) その他の料金

事業者は、利用者に対し、要支援認定および事業対象者(変更)申請に係る必要書類の作成及び送付に要する費用の実費を請求できる。

(4) 利用料金の支払方法

利用者は、法定代理受領ができない場合の利用料金及び前号に掲げるその他の料金につき、事業者に対し、支払うものとする。

(記録作成及び交付の義務等)

第7条 事業者は、利用者に係る指定介護予防支援の実施に関する記録を作成し、その完結の日から5年間当該記録を保管し、利用者又はその代理人の請求に応じ、当該記録を閲覧させ、又は当該記録の写しを交付するものとする。当該利用者に係る指定介護予防支援の実施にともない作成した当該記録以外の文書その他の物件についても同様とする。

(個人情報保護)

第8条 事業者は、指定介護予防支援に係る業務を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報に関する法令(条例を含む。)を遵守するものとする。

2 事業所の指定介護予防支援業務に従事する者は、在職中及び退職後においても、当該指定介護予防支援に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 事業者は、指定介護予防支援に係る業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するときは、個人情報の保護に関して必要な措置を講じる。

4 事業者は、業務を実施する上で正当な理由がある場合は、当該個人情報を利用できる。

(1)個人情報の利用期間は、介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に必要な期間及び契約期間に準じる。

(2)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に係る目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に個人情報を漏らさない。

(3)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

5 個人情報の利用目的は次のとおりとする。

(1)要支援認定および事業対象者の申請、更新及び変更。

(2)利用者に関わる介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供。

(3)医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)及びその他社会福祉団体等との連絡調整。

- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護予防事業所内の会議等。
- (6) 行政の開催する評価会議等で必要な場合

(契約の終了)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、本契約の有効期間の中途であっても、終了する。

- (1) 利用者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定により当該利用者の心身の状態が「自立」又は「要介護」と判定された場合
- (3) 利用者が、うきは市を転出した場合
- (4) 小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合
- (5) 利用者が、福岡県介護保険広域連合以外の介護保険被保険者となった場合
- (6) 利用者が、介護保険サービスの利用をしなくなって1年を経過した場合

(利用者の中途解約)

第10条 利用者は、本契約の有効期間の中途であっても、本契約を解約することができる。この場合には、利用者は事業者に対し、本契約の終了を希望する日の14日前までに通知する。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、直ちに本契約を解約できる。

(利用者の解除権)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、利用者に係る指定介護予防支援を実施しない場合
- (2) 事業者又はその従業者が、故意又は重大な過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 事業者又はその従業者が、第8条に定める個人情報保護に違反した場合

(事業者の解除権)

第12条 事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除できる。

- (1) 利用者が、指定介護予防支援に係る業務の実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項に関し、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはその従業員の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(虐待の防止)

第13条 事業者は、虐待に関する受付窓口を設置し、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者をおくこと。なお、事業者は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止・虐待等の早期発見・迅速かつ適切な対応をするため、虐待防止の対策を検討する委員会（「虐待防止検討委員会」という）を設置するとともに指針を整備し、従事者に周知徹底を図り定期的に研修を実施する。

(相談及び苦情処理)

第14条 事業者は、指定介護予防支援の実施に関する利用者等からの相談及び苦情に対し、受付窓口を設置し、適切に対応する。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、保険者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行う。

(業務継続計画の策定等)

第16条

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(協議事項)

第17条 本契約に定めのない事項に関して問題が生じた場合、事業者は法等の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議する。

本契約を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を所持する。

事業者は、利用者又はその家族等に対し、指定介護予防支援契約書(兼重要事項説明書)について説明し、利用者は当該介護予防支援の提供開始について同意します。

令和 年 月 日

福岡県うきは市吉井町347-17

一般社団法人 浮羽医師会

会長 鬼塚 一郎 (印)

浮羽地域包括支援センター

(又は一部委託事業所名)

説明者職名

氏 名 (印)

私(利用者及び利用者家族)は、事業者又は一部委託事業者から指定介護予防支援契約書(兼重要事項説明書)の説明を受け、指定介護予防支援の開始及び個人情報の使用等に同意します。

利用者住所

利用者氏名 (印)

※利用者の ☐ 家族または代理人 ☐ 署名代行人(該当するものにV)

住 所

氏 名 (印)

利用者との関係()

